【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第57期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 山一電機株式会社

【英訳名】YAMAICHI ELECTRONICS CO., LTD.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 織田 俊司

【本店の所在の場所】東京都大田区中馬込三丁目28番7号【電話番号】(03)3778-6111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 加藤 勝市

【最寄りの連絡場所】東京都大田区中馬込三丁目28番7号【電話番号】(03)3778-6111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 加藤 勝市 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第 2 四半期連結 累計期間	第57期 第 2 四半期連結 累計期間	第56期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	15,444,870	11,800,474	27,476,830
経常利益又は経常損失()(千円)	870,432	478,763	366,755
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 ()(千円)	797,778	694,232	157,917
四半期包括利益又は包括利益(千円)	387,926	1,062,957	93,260
純資産額(千円)	17,216,570	15,673,433	16,736,224
総資産額(千円)	30,516,425	27,349,115	28,330,450
1株当たり四半期(当期)純利益又は1 株当たり四半期純損失()(円)	40.53	29.81	7.35
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	56.4	57.2	59.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,815,898	492,352	3,056,932
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	908,610	1,225,593	2,004,126
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,099,474	214,774	1,769,744
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	5,933,004	6,070,606	6,736,206

回次	第56期 第 2 四半期連結 会計期間	第57期 第 2 四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失()(円)	22.50	21.84

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3.第56期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
 - 4.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第56期第2四半期連結累計期間については希 薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第56期については潜在株式が存在しないため、第57期第 2四半期連結累計期間については四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループが関連するエレクトロニクス業界においては、東日本大震災の影響からの需要回復が想定より低調な状況となっており、加えて円高の長期化や世界的な景気減速を受け、総じて厳しい状況となりました。

このような経営環境の中で当社グループは、新製品の開発と顧客サポート体制の強化による受注・売上の獲得に加えて、徹底した合理化や経費削減に取り組んできましたが、PVソリューション事業の赤字がかさみ、充分な成果には至りませんでした。

その結果、当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高11,800百万円(前年同四半期比23.6%減)、営業損失111百万円(前年同四半期は営業利益1,406百万円)、経常損失478百万円(前年同四半期は経常利益870百万円)、四半期純損失694百万円(前年同四半期は四半期純利益797百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「テストソリューション事業]

当事業主力の半導体検査用ICソケット製品は、半導体メーカーの東日本大震災からの回復の遅れにより、総じて低調な推移となりました。なお、タブレットPCやスマートフォンの旺盛な需要により、一部半導体メーカー向けのフラッシュメモリ用バーンインソケット製品やロジック半導体用テストソケット製品は好調な推移となりました。

その結果、売上高3,821百万円(前年同四半期比28.1%減)、営業利益239百万円(前年同四半期比67.7%減)となりました。

[コネクタソリューション事業]

当事業主力の小型メモリーカード用コネクタ製品や高速伝送対応コネクタ製品は、夏場以降より東日本大震災による生産調整から回復基調となりましたが、回復度合いは想定を下回る水準となっております。フレキシブルプリント配線板ケーブル製品(YFLEX)は、国内アミューズメント市場やカーナビゲーション市場向け販売が堅調に推移いたしました。

その結果、売上高5,685百万円(前年同四半期比15.1%減)、営業利益344百万円(前年同四半期比54.5%減)となりました。

[PVソリューション事業]

当事業においては、市場シェア奪取を目指し積極的に投資を行いました。しかしながら、市況の低迷による需要減に加え、新規商談の成約が低迷し、売上は予想を大きく下回りました。

その結果、売上高948百万円(前年同四半期比37.9%減)、営業損失455百万円(前年同四半期は営業利益58百万円)となりました。

[光関連事業]

当事業主力の映像機器向けフィルタ製品は、新製品の大口受注により好調に推移しております。一方、損益構造の改革を図るため、希望退職募集や海外生産シフトなどの経営改革を実施いたしました。

その結果、売上高789百万円(前年同四半期比30.1%増)、営業利益23百万円(前年同四半期比103.7%増)となりました。

「EMS事業1

マティ株式会社でのEMS事業は、フォトカプラ組立事業の終息や液晶パネルメーカーの事業再編の影響により、大幅な減収となりました。また、プライコンマイクロエレクトロニクスINC.での基板実装事業は、主力の基板実装製品であるHDDの生産調整の影響により低調な推移となりました。

その結果、売上高554百万円(前年同四半期比57.3%減)、営業損失120百万円(前年同四半期は営業利益23百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、売上高の減少などにより 税金等調整前四半期純損失585百万円(前年同四半期は税金等調整前四半期純利益1,130百万円)であったことな どから、期首残高は前年同四半期に比べ2,669百万円増加しておりましたが、当第2四半期連結累計期間の現金及び 現金同等物の増減額が前年同四半期に比べ2,525百万円減少し、6,070百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ1,323百万円取得が減少し、492百万円の取得となりました。これは主に、売上高の減少などにより税金等調整前四半期純損失であったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ316百万円支出が増加し、1,225百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ884百万円取得が減少し、214百万円の取得となりました。これは主に、前年同四半期において公募増資を行ったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やICソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年の検査用ICソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてICソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、コネクタ事業とテストソリューション事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のYFLEX事業、一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業およびLCD製品の組立検査や高密度基板実装を事業とするEMS事業、さらに、平成21年度から本格量産出荷しました太陽電池モジュール用コネクタ事業があげられ、これらの事業を当社および子会社17社と関連会社2社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

口.企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は、平成20年度からの新経営体制のもと、新たに策定した中期経営戦略に取り組んでおります。その経営戦略の内容としては、 . 「共感できる事業体へ」 方針・目標を共有化し、連鎖し、一丸となって目標に突き進む集団になる。成功・失敗を共感し、次のステップへ進む。 . 「利益体質へ」 全社員が、ビジネスの創造に向かう。原価低減・固定費削減を徹底追求する。 . 「個々の出力を強化する」 社員各人の能力・出力強化が最大の競争力の源泉。個々の出力強化に向けて制度整備・教育充実を実施する。 . 「CSR経営を実現する」 株主、お客様、従業員をはじめとするステークホルダーに継続的に貢献する企業を目指します。

当社は、前述のこれら諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成21年6月25日に開催された第54期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(以下、「本方針」といいます。)を継続することを決議いたしました。

- 注1:特定株主グループとは、() 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、または() 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 注2:議決権割合とは、()特定株主グループが、注1の()の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、または()特定株主グループが、注1の()の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

本方針の具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

本方針の内容

イ.本方針導入の目的

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

口.独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者(注3)の中から選任します。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3: 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

八.大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)が提供されなければならず、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法(外国法人の場合)および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手続に従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ・大規模買付者およびそのグループの概要
- ・大規模買付行為の目的、方法および内容
- ・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ・大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策等
- ・大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本 方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考える場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部(以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。)を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間(買付対価を現金(円貨)のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合)または最長90日間(それ以外の大規模買付行為の場合)を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

二.大規模買付行為がなされた場合の対応方針

a . 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、以下のとおりであります。

(a) 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。) 1 株につき 1 個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

(c) 発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

- (d) 各新株予約権の払込金額 無償とする。
- (e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
- (f) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
- (g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者(当社の株券等を取得または保有することが当社 株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。)等に行使を認めないこと等を新株予 約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとす る。

(h) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。 なお、上記(g) の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当 社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようにあらかじめ注意を喚起いたします。

b . 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくことになります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要かつ相当な範囲でa.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (a) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合
 - ・株式等を買い占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ・当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分 利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で 売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。) など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合
- c . 対抗措置発動の停止等について

上記 a . 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」または b . 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

前記 および の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記 の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

口.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

前記 の取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、776,323千円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,289,775	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	23,289,775	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年7月1日~		22 200 775		10 047 062		5 004 047
平成23年9月30日	_	23,289,775	-	10,047,063	-	5,004,947

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,274	9.77
SMK株式会社	東京都品川区戸越六丁目5番5号	839	3.60
山一電機従業員持株会	東京都大田区中馬込三丁目28番7号	688	2.96
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	619	2.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	526	2.26
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	522	2.24
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番10号	470	2.02
山一電機取引先持株会	東京都大田区中馬込三丁目28番7号	469	2.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	265	1.14
坂本 和雄	埼玉県行田市	250	1.08
計	-	6,926	29.74

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,280,900	232,809	-
単元未満株式	普通株式 6,375	-	-
発行済株式総数	23,289,775	-	-
総株主の議決権	-	232,809	-

⁽注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権の数38個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
山一電機㈱	東京都大田区中馬込三丁目28番7号	2,500	-	2,500	0.01
計	-	2,500	-	2,500	0.01

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,741,626	6,073,106
受取手形及び売掛金	4,340,518	4,215,791
商品及び製品	1,451,162	1,096,436
仕掛品	238,406	303,720
原材料及び貯蔵品	1,388,351	1,619,700
繰延税金資産	85,911	58,614
その他	838,737	740,620
貸倒引当金	14,020	9,057
流動資産合計	15,070,695	14,098,933
固定資産	-	
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,850,687	3,036,189
機械装置及び運搬具(純額)	2,443,533	2,428,380
工具、器具及び備品(純額)	1,560,770	1,651,632
土地	3,473,383	3,469,213
リース資産 (純額)	36,886	51,015
建設仮勘定	396,001	173,327
有形固定資産合計	10,761,262	10,809,757
無形固定資産		
のれん	28,237	14,118
その他	135,687	114,024
無形固定資産合計	163,925	128,142
投資その他の資産		
投資有価証券	1,302,753	1,227,597
繰延税金資産	111,702	102,746
その他	1,009,984	1,072,871
貸倒引当金	89,873	90,933
投資その他の資産合計	2,334,566	2,312,281
固定資産合計	13,259,754	13,250,182
	28,330,450	27,349,115

1	甾位	٠	工田	`
•	単位		千円	,

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,887,456	1,666,389
短期借入金	6,673,840	6,660,284
未払法人税等	64,033	47,139
賞与引当金	293,886	247,534
役員賞与引当金	4,000	-
繰延税金負債	54,445	101,629
その他	1,357,958	1,432,254
流動負債合計	10,335,621	10,155,231
固定負債		
長期借入金	625,000	917,500
退職給付引当金	18,233	57,486
役員退職慰労引当金	37,172	38,023
資産除去債務	17,103	17,300
繰延税金負債	241,303	210,516
その他	319,790	279,624
固定負債合計	1,258,604	1,520,451
負債合計	11,594,225	11,675,682
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,047,063	10,047,063
資本剰余金	9,580,902	5,004,947
利益剰余金	1,832,677	2,049,044
自己株式	3,718	3,718
株主資本合計	17,791,570	17,097,337
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	196,147	135,728
為替換算調整勘定	1,271,441	1,579,150
その他の包括利益累計額合計	1,075,294	1,443,421
少数株主持分	19,948	19,517
純資産合計	16,736,224	15,673,433
負債純資産合計	28,330,450	27,349,115

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】【四半期連結損益計算書】【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	15,444,870	11,800,474
売上原価	10,915,466	8,982,124
売上総利益	4,529,404	2,818,349
販売費及び一般管理費		
給料	1,284,119	1,314,670
賞与	171,902	91,645
福利厚生費	208,694	219,864
運賃諸掛	250,922	165,983
旅費及び交通費	108,232	118,060
減価償却費	131,290	110,001
支払手数料	107,407	99,502
賃借料	172,791	165,442
雑費	687,910	644,966
販売費及び一般管理費合計	3,123,271	2,930,138
営業利益又は営業損失()	1,406,133	111,788
営業外収益		
受取利息	5,515	5,409
受取配当金	12,172	12,319
持分法による投資利益	-	7,411
スクラップ売却益	17,978	17,717
助成金収入	18,405	83,926
その他	23,144	22,437
営業外収益合計	77,215	149,221
営業外費用		
支払利息	100,330	91,551
為替差損	471,750	365,086
持分法による投資損失	4,598	-
その他	36,236	59,558
営業外費用合計	612,916	516,196
経常利益又は経常損失()	870,432	478,763

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	10,086	472
投資有価証券売却益	12,187	-
退職給付引当金戾入額	243,247	-
受取補償金	60,300	-
ゴルフ会員権売却益	-	2,092
その他	1,500	-
特別利益合計	327,320	2,565
特別損失		
固定資産除却損	42,895	-
固定資産売却損	9,596	57
投資有価証券評価損	3,270	-
持分変動損失	-	19,999
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7,682	-
特別退職金	3,398	89,080
その他	6	<u> </u>
特別損失合計	66,849	109,137
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	1,130,904	585,335
法人税、住民税及び事業税	195,042	37,572
法人税等調整額	137,928	71,733
法人税等合計	332,971	109,305
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	797,932	694,640
少数株主利益又は少数株主損失()	153	407
四半期純利益又は四半期純損失()	797,778	694,232

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	797,932	694,640
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	144,364	60,418
為替換算調整勘定	260,161	317,634
持分法適用会社に対する持分相当額	5,480	9,736
その他の包括利益合計	410,005	368,316
四半期包括利益	387,926	1,062,957
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	387,920	1,062,360
少数株主に係る四半期包括利益	6	596

(単位:千円)

6,070,606

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

現金及び現金同等物の四半期末残高

前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 1,130,904 585,335 半期純損失() 減価償却費 799,277 904,313 受取利息及び受取配当金 17,687 17,729 100,330 91,551 支払利息 為替差損益(は益) 336,343 393,087 売上債権の増減額(は増加) 407,045 46,177 たな卸資産の増減額(は増加) 823,783 121.922 仕入債務の増減額(は減少) 26,202 118,837 185,819 その他 177,875 小計 2,148,790 620,081 利息及び配当金の受取額 17,521 17,468 利息の支払額 104,479 95,008 特別退職金の支払額 84,698 法人税等の支払額 50,241 161,183 営業活動によるキャッシュ・フロー 1,815,898 492,352 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 965,954 1,164,341 有形固定資産の売却による収入 56,403 3,245 64,497 その他 940 投資活動によるキャッシュ・フロー 908,610 1,225,593 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入金の純増減額(は減少) 237,742 281,928 長期借入れによる収入 200,000 850,000 長期借入金の返済による支出 119,916 837,416 株式の発行による収入 587,255 自己株式の処分による収入 333,202 配当金の支払額 82 その他 138,727 79,737 財務活動によるキャッシュ・フロー 1,099,474 214,774 現金及び現金同等物に係る換算差額 146,592 147,132 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 665,599 1,860,169 現金及び現金同等物の期首残高 4,066,656 6,736,206 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減 6,178 額(は減少)

5,933,004

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(四十朔连和其间对照农民派)	
前連結会計年度	当第2四半期連結会計期間
(平成23年3月31日)	(平成23年9月30日)
1.偶発債務	
当社は、平成22年 1 月12日付で、東京地方裁判所にお	
いて㈱太陽機械製作所より訴訟の提起を受けており	
ました。	
当社は、平成20年3月に原告との間で当社子会社㈱	
アドバンセルの株式売買契約を締結し株式譲渡を行	
いましたが、同契約締結前に㈱アドバンセルが取引先	
との間で締結しておりました製品売買契約が株式売	
買契約締結後に取引先より解除されたことにより損	
害を被ったとして、損害賠償額164,800千円及び遅延	
利息を請求されたものであります。	
本件につきましては、平成23年4月19日に東京地方	
裁判所より、原告の請求を棄却する判決が出ておりま	
す。その後、原告は控訴することなく、控訴申立期間の	
経過をもって当該判決は確定しております。	
2 . 債権流動化による売掛債権譲渡高は、1,381,427千円	2 . 債権流動化による売掛債権譲渡高は、1,706,139千円
であります。	であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第 2 四半期連結累計期間	当第 2 四半期連結累計期間
(自 平成22年 4 月 1 日	(自 平成23年 4 月 1 日
至 平成22年 9 月30日)	至 平成23年 9 月30日)
当社子会社マティ(株)は、平成22年4月1日付で退職給付制度を適格退職年金制度から確定給付年金制度へ変更しており、この変更に伴う利益を退職給付引当金戻入額(243,247千円)として特別利益に計上しております。	至 十成23年 9 月30日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
現金及び預金勘定	5,938,306千円	6,073,106千円
預入期間が3か月を超える定期預金	5,302	2,500
現金及び現金同等物	5,933,004	6,070,606

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

			報告セク	グメント						四半期連結
	テストソ リュー ション事 業	コネクタ ソリュー ション 事業		光関連事業	EMS 事業	計	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四千期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高										
外部顧客へ	E 21E 0E0	6,696,479	1,526,986	606,813	1,298,135	15,444,266	604	15,444,870		15,444,870
の売上高	5,315,650	0,090,479	1,520,900	000,013		15,444,200	004	15,444,670	-	15,444,670
セグメント間	_	_					13,380	13,380	13,380	_
の内部売上高	-	-	-	-	-	,	13,360	13,300	13,360	,
計	5,315,850	6,696,479	1,526,986	606,813	1,298,135	15,444,266	13,984	15,458,250	13,380	15,444,870
セグメント利益	742,753	757,134	58,725	11,303	23,082	1,592,999	407	1,593,407	187,274	1,406,133

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります.
 - 2. セグメント利益の調整額の主な内容は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	(1110)
	金額
全社費用	241,578
内部取引消去	75,143
棚卸資産の調整額	3,976

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

3.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント									四半期連結
	テストソ リュー ション事 業	コネクタ ソリュー ション 事業		光関連事業	EMS 事業	計	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四千期建結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高										
外部顧客へ	3,821,744	5,685,815	948,879	789,436	554,009	11,799,885	589	11,800,474		11,800,474
の売上高	3,021,744	3,000,010	940,079	769,430	354,009	11,799,000	569	11,000,474	-	11,000,474
セグメント間							14,063	14,063	14,063	
の内部売上高	-	-	-	-	-	-	14,003	14,003	14,003	-
計	3,821,744	5,685,815	948,879	789,436	554,009	11,799,885	14,652	11,814,537	14,063	11,800,474
セグメント利益	220 605	244 606	455,992	23,022	120,241		E42	21 544	142 222	111 700
又は損失()	239,605	344,606	405,992	23,022		31,000	543	31,544	143,333	111,788

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。
 - 2.セグメント利益又は損失()の調整額は、全社費用 168,257千円及び連結調整額24,923千円であります。なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。
 - 3.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		S, M POCO O COO O S 9
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	40円53銭	29円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	797,778	694,232
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	797,778	694,232
普通株式の期中平均株式数(株)	19,680,258	23,287,183
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	-	-
たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式		
で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの		
の概要		

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在 株式が存在しないため、当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、四半 期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 山一電機株式会社(E01979) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小林 功幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる 監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。